

令和3年度第9回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年12月22日(水) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	山口	尚人
主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

4番	中村	隆一	5番	橘川	直泰
----	----	----	----	----	----

8 議案

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議案第14号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

会議の状況

【議長】

それでは皆さんおはようございます。12月ということで、自分の仕事あるいは家庭の仕事でお忙しいと思いますが、事故の無いように過ごしていただきたいと思います。

第9回の総会を開催したいと思います。出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより日程第1の農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第9回総会の議事録署名委員につきましては、4番中村委員、5番橘川委員にお願いします。

続きまして、日程第3の議事に入ります。議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第11号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

露木委員、お願いします。

【露木委員】

12月7日に一色地区農業委員および事務局で現地確認をいたしました。

申請地は県道秦野・二宮線から東側約100mのところにある市街化調整区域の土地で、譲受人が資材置場として使用するため転用するものです。周辺にも資材置場があり、転用は問題ないかと思われます。以上です。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第11号関係資料をご覧ください。

本案件は、資材置場としての農地転用で、賃借権の設定となります。譲受人は土木建設業を営む方で、二宮町内及び近郊市町村での仕事が多いことから、資材置場が必要となったことが理由となります。

工事期間は許可日から1か月以内の予定となっております。

2ページ、3ページをご覧ください。当該地は中井町との境に接し、また、旧道から西側に一本入った場所に位置します。立地基準については、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないため、第2種農地に該当します。

4ページの敷地利用計画図をご覧ください。当該地の利用方法ですが、駐車スペースは

砂利敷き後に転圧を行い、それ以外の土地の形状変更等を行わずに資材置場として利用します。また、雨水については、自然浸透により敷地内で処理をする計画となっております。

資材置場であることから、開発許可は不要であり、建築行為も行わないため、関係法令の該当もありません。

市街化調整区域の農地転用については、許可権者が神奈川県であるため、農業委員会としては、許可相当又は不許可相当を判断し、神奈川県に意見進達することになっています。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

質問・ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

意見が無いようですので、これよりお諮りします、議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について、「許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

全員挙手でございます。よって、本案は「許可相当とする」ことといたします。

続きまして、議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第12号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】

ナンバー1及び2について、報告いたします。

12月10日に中里地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

ナンバー1及び2について、対象農地の場所は、中里の横峯に位置する農用地区域の農地で、面積は608㎡です。

借受予定者が耕作する農地は、いずれも適切に耕作されており、対象農地を含め効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われれます。

以上です。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。本議案については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃借となっているため、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定について一括で審議することとなります。

では、ナンバー1及び2について補足説明いたします。議案第12号関係資料をご覧ください。

ナンバー1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっており、1ページから5ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。ナンバー2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっており、6ページから11ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は12ページに添付しております。オリーブを栽培する利用目的となっており、新規申請となっています。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

今回の賃貸借は、人・農地プランで担い手の方へ利用集積する方針となったものの一環ですか。

【事務局】

お見込みのとおりです。人・農地プランで担い手となっている方への利用集積の一つとなっております。

【議長】

ご意見ないでしょうか。それではこれよりお諮りします、議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。

続きまして、議案第13号相続税の納税猶予に関する適格者の証明について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第13号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。
秋山委員、お願いします。

【秋山委員】

12月10日に中里地区農業委員および事務局で、申請人の立ち会いのもと申請地を確認いたしました。

場所は、中里に位置する市街化区域の農地12筆で、面積の合計は4,949㎡です。

申請地においては、露地野菜や果樹が栽培され、適正に管理されていました。申請者から聞き取りをした結果、今後も農地として利用していくと認められますので、適格者として証明することは問題ないと思われれます。以上です。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。

議案第13号関係資料をご覧ください。

1ページに適格者証明願、2ページに農地等の明細書、3ページ、4ページに位置図を添付しております。

相続税の納税猶予の要件ですが、被相続人の要件は、相続税の納税猶予を受ける農地において死亡の日まで農業を営んでいた人であること。相続人の要件は、相続税の申告期限である被相続人の死亡後10か月以内までに農業経営を開始し、その後も引き続き20年以上もしくは相続人の死亡の日まで農業経営を行うと認められる人です。

被相続人につきましては、職業は農業で農地面積は6,274.91㎡でございます。

相続人は被相続人の子で、今後、引き続き農業を継続していくということで、税務署への申告期限は令和4年2月5日の予定となっております。

特例適用農地は、被相続人が所有する農地の内、中里二丁目に位置する市街化区域内の農地12筆、合計面積は4,949㎡となっております。

委員からの現地確認報告でもありましたように、現状、農地として適正に管理されていることは確認しております。

なお、特例適用後の流れですが、特例を受けてから20年が経過すると相続税の免除が確定することとなり、その際には、出口調査と呼ばれる税務署からの調査があり、農業委員会では、当該農地の利用状況について確認し、税務署に報告することとなります。

また、納税猶予に係る期限が確定するまでの間、3年毎に納税猶予の継続届出書を税務

署に提出する必要がある、届出には、農業委員会が発行する引き続き農業経営を行っている旨の証明が必要となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】

質問・ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

今回は全筆が市街化区域となっております。

それでは意見が無いようですので、これよりお諮りします、議案第13号相続税の納税猶予に関する適格者の証明について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり証明する」といたします。

続きまして、議案第14号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、議題といたします。

事務局、ナンバー1及びナンバー2の朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第14号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

橘川委員、お願いします。

【橘川委員】

12月7日に一色地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。

ナンバー1について、対象地は、一色字下谷1筆、串ヶ田2筆、沖ノ田3筆の計6筆となっております。

対象地は、みかんや露地野菜等が栽培されており、農地として適切に利用されておりました。

ナンバー2について、対象地は、一色字高道3筆、馬場下2筆、前寒風1筆で、みかんや露地野菜等が栽培されており、一部良好に管理されていない農地もありましたが、その他の農地は適切に利用されておりました。

以上です。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、ナンバー1について説明いたします。

議案第14号関係資料の1ページをご覧ください。対象地は一色字下谷、串ヶ田及び沖ノ田に位置する6筆となります。

続きまして、ナンバー2について説明いたします。

関係資料の2ページ、3ページをご覧ください。対象地は一色字高道、馬場下、前寒風に位置する6筆となります。委員の現地確認報告でもありましたとおり、一部適切に管理されていない農地が見受けられましたが、平成17年3月31日以前に相続し、納税猶予の適用を受けたものについては、耕作放棄をした場合でも納税猶予を打ち切らないこととなっております。なお、当該農地について、違反転用や所有権の移動等は確認されておりません。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者の申告期限からの営農期間が20年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

ありがとうございました。ナンバー2の遊休地については、どちらも進入路が無く、片方はゴルフ場と私の畑に囲まれていて、誰のものか今まで私も知りませんでした。

質問・ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

【委員】

以前も遊休地になっていた農地について審議したことがあったと思います。今の事務局の説明では、遊休地となっても税務署も納税猶予を認めてくれるということでしたが、どの程度まで認められるのでしょうか。

【事務局】

納税猶予の出口調査の依頼があった際には、事務局で現地の確認をしております。その際に遊休化している農地だった場合は、耕作や草刈り等の指導をしております。少なくとも、年度当初には出口調査がある納税猶予対象農地が緑判定以下であった場合は、農地所有者にお声がけさせていただいて一定期間以上設けています。その上で、耕作を続けることや管理をすることが難しいということになった場合には、今回のような処理をさせていただければと考えております。

また、遊休化の程度については、税務署の報告書式には農地か農地以外に転用しているかというような記載しかないので、程度に関わらず遊休農地と判断した農地を一括して「遊休地」として報告しております。

【議長】

他に意見等が無いようですので、これよりお諮りします、議案第14号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり認める」といたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時00分閉会